

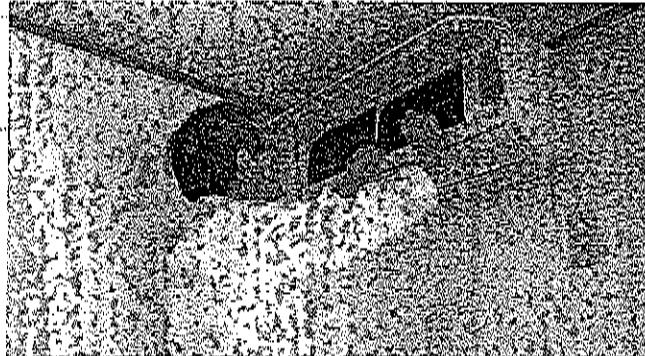
8月
本版

エアコンフィルター掃除は介護保険外?

メーカーは2週に一度のフィルター掃除を勧めています



女性が、医師の往診に同行して男性宅を訪問したのは今月の25日。部屋のエアコンは作動せず、フィルター掃除の必要を知らせるランプが点灯していました。「ヘルパーさんは訪問したばかりですぐには来ない」と聞き、熱中症を心配した女性は診療後にフィルターを掃除し、後に担当のケアマネジャーに連絡しました。そのときの言葉が「窗から上の掃除や電球の交換は、介護サービスの対象外でした」。



猛暑がつづくなか、東京で働く看護師の女性から本紙に声が寄せられました。半身まひで要介護の一人暮らしの男性やエアコンのフィルター掃除が必要になった折、担当のケアマネジャーから「フィルター掃除は介護保険の対象外で、自費となる」と聞いたがどうなのかなーと。介護事業者やヘルパーなど関係者に現状を聞きました。

(西田友紀恵)

猛暑 命に関わる

女性が、医師の往診に同行して男性宅を訪問したのは今月の25日。部屋のエアコンは作動せず、フィルター掃除の必要を知らせるランプが点灯していました。「ヘルパーさんは訪問したばかりですぐには来ない」と聞き、熱中症を心配した女性は診療後にフィルターを掃除し、後に担当のケアマネジャーに連絡しました。そのときの言葉が「窗から上の掃除や電球の交換は、介護サービスの対象外でした」。

臨機応変な対応 求める声

厚生労働省は「介護保険を利用できる生活援助は掃除、洗濯、調理などの日常生活のためのサービス」とし、△本人以外の部屋の掃除など、家族

市町村の判断で

厚生労働省は「介護保険を利用できる生活援助は掃除、洗濯、調理などの日常生活のためのサービス」とし、△本人以外の部屋の掃除など、家族

のための業務／處の草むしりなど、ヘルパーがやらなくても普段の暮らしに差し支えないもの（大掃除など）普段はやらなければいけない業務は原則支給の対象外で「自費」としています（通知やパンフレットを超えるのか）。

厚生労働省の担当課は「一つ一つの事例とついてよい、悪いと示すのは困難なので、判断は保険者である市町村に任せている」と話します。「ヘルパーや事業所、ケアマネジャーなどが車両体に相談し、熱中症対策などのサービスを使ってもらえば」と。

窓ふきもできぬ

都内のある区では65歳以上の一人暮らしや高齢者だけの世帯を対象にしたお困りじいちゃん事業があり、年6回（1回1時間まで、500円）利用た。

都内の介護事業所で働くヘルパーは、フィルターフィルタの掃除は「厚生労働省が示す大掃除の部類に入る、統一した決まり」と考へています。「介護保険でできるのは普段の最低限の掃除とされ、電球の取り換えも窓ふきもできないのです」

同事業所では負担を抑えた自費のサービスを紹介しています。このヘルパーは「フィルターフィルタ掃除は、猛暑続きの中では命にかかるので、介護保険で臨機応変にできればいいのに」と語りました。

できません。同凶で働くケアマネジャーは「フィルターフィルタも可能と聞いている」と語ります。

埼玉県のある介護事業